

食品安全委員会（第759回会合）議事概要

日 時:令和元年10月1日(火) 14:00~15:23
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 1名、行政機関 4名、一般 1名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 2案件

馬に由来する肉骨粉等の豚、鶏又はうずら用飼料への利用再開他について

輸入された牛血粉等を養魚用飼料又は肥料として利用することについて

(農林水産省からの説明)

→農林水産省及び担当の山本委員から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等 1品目

ZGL株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「トルピラレート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「テブコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続は行わないこととし、「テブコナゾールの許容一日摂取量（ADI）を0.029 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(食品)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(飼料)」に係る食品健康影響評価について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて

安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」について

→事務局から説明。

本件について、指針（案）のとおり決定し、今後は、本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。

(6) その他

・ 遺伝子組換え食品等評価書の記載の修正について

→事務局から報告。

本件について、評価書の誤記の修正が了承された。

・ 食品安全委員会専門委員の選任について

→事務局から食品安全委員会専門委員の選任について報告された。